

高塚伴子議員

新政会を代表して、質問を行います。1つめは新型コロナウイルス感染症の現状と対応について伺います。

①高齢者でワクチン接種が済んでいない人への対応について

第5波も、感染者数が若干減少傾向にあることから、ピークを打ったのではないかと思われれます。ただ、第4波以前と比較すると10歳未満、10代の感染が大きく増加しています。高齢者の感染割合はそれほど変化しておりませんが、重篤化し、たちまち死亡に至る報道は最近ではかなり少なくなりました。高齢者の重篤化が避けられている原因は、やはりワクチン接種と言わざるを得ないでしょう。伊丹市では、予約当初、電話受付で多少の混乱や市民の方からの不満がありましたが、ネット予約が始まってからは、比較的スムーズに予約でき、接種も進んでいると認識しております。医師会の皆さまのご協力、市職員ほか携わる皆さまのご努力の成果と感謝しております。

ワクチン接種状況に関して、直近の資料では、75歳以上の方の2回目接種完了割合は88.9%ですが、1回目を接種された方はほぼ2回目も接種されることから、1回目接種済みの91.8%の方がワクチン接種を希望により接種されたことになると考えられます。残る8.2%の方、人数で申しますと75歳以上の方のおよそ2,000の方がワクチンを接種されていないという事になります。この方々はどのような理由でワクチン接種を受けていないと考えますか。何度電話をかけても繋がらないから諦めた、かかりつけ医から連絡が来るのを待っている、というお話をされる方がいらっしゃいました。希望するけれども接種できていない方には是非接種をしていただきたいと思います。希望する高齢者の方に速やかに接種していただくために、どのような対応をお考えかお聞かせください。

併せて、インフルエンザワクチンの予防接種についても確認しておきたいと思います。インフルエンザワクチンは、例年10月頃から接種が始まります。今年も例年通り希望する人は医療機関で接種を受けても構わないのでしょうか。昨年、高齢者の接種は無料でしたが、今年はどうなりますか？ワクチン接種について、市はどのような呼びかけをする予定なのか、伺っておきます。

新型コロナワクチンと違って、インフルエンザワクチンの安全性はほぼ確立されています。コロナワクチンの接種を受けられない12歳未満の子どもたちには、積極的に受けていただくのが本人にとっても、医療現場の負担を減らす為にも望ましいと考えます。小学生以下の子どもたちの接種を無料にすることは検討していないのか、お伺いします。

②ワクチンの接種状況、希望者への接種が完了する時期について

伊丹市全体の接種受付済の数は現段階でおよそ12万人分、それは12歳以上人口の約60%にあ

たります。接種当初は、集団接種会場は4か所あり、1日に1,000人以上の接種が行われましたが、最近では、予約枠が1日数百程度とお聞きしております。ワクチン接種の現状について正確な情報を教えていただきたいと思います。また、残る全員の方が接種を希望した場合、いつごろ完了するのか、見込みで結構ですのでお示しください。

③市内で出産を希望される方への対応について

妊娠中の方へのワクチン優先接種の実施状況について伺います。実施予定人数は240人でした。昨年の出生数は1,600人弱でしたので、この数では到底足りないと考えました。枠は埋まったのでしょうか？希望者が定員よりも多かった場合、どのように優先順位を付けたのか、伺います。希望しているけれど優先接種ができなかった方には、どのように対応されるのか、伺います。

妊婦さんが陽性となった場合の悲しい事故が報道されています。緊急事態宣言下では県をまたいでの移動が制限されますし、感染拡大の地域からの人を受け入れてくれない地域もあると聞きます。伊丹市内で分娩ができる病院は、市立伊丹病院と近畿中央病院のみです。現在、市内の妊婦さんの出産について、市立伊丹病院はどのように対応されているのでしょうか。希望者全員を受け入れることができますか。また、市立伊丹病院で出産する予定ではなかった陽性の方が、緊急に分娩が必要となった場合、市立伊丹病院は受け入れられるのか、伺います。

④市内感染者数と自宅療養者への対応について

市内の感染者の具体的な内訳、亡くなった方の人数、現在入院中の人数、現在自宅療養中の人数、について教えてください。

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針によりますと、無症状・軽症者は基本的に宿泊療養とされていますが、私たちの会派で陽性者となった方も、当初は「自宅療養」をしており、県の対処方針通りになっていないようです。自宅療養者が一番不安なのは、保健所から連絡が来ないこと、容体が急に悪くなっても病院にかかれないこと、救急車を呼んでも搬送先が見つからないことです。一人暮らしであればなおさらのことです。新型コロナ感染症も病気です。自宅にいても適切な医療が受けられれば安心です。伊丹市では市内の医療機関でリモートによる在宅診療応援をさせていただいているのか、できていなければ、できる可能性はあるのか、伺います。

新型コロナウイルス感染症は、味覚障害や嗅覚障害、倦怠感、呼吸の苦しさなどの後遺症が長く続くことが最近になって分かってきています。市内で後遺症に対応している医療機関はありますか？市民の不安に応えるためにも、市立伊丹病院あるいは市内医療機関で後遺症外来を設けていただけたら、

市民の安心に繋がると思いますが、見解をお伺いします。

⑤学校園での感染状況と対応について

まず、学校園での感染状況について、簡単に教えてください。

8月20日からまん延防止等重点措置が緊急事態措置に切り替わりました。緊急事態宣言が発出された府県では夏休みの延長や期間中はリモート授業を行うなど、変更がありましたが、教育委員会は、この度の緊急事態宣言発出に際して、いつどのように対応策を検討されたのか伺います。去年は中止された運動会・体育大会、部活動、修学旅行等の校外学習なども、実施される予定と伺っております。8月31日に配布された、新型コロナウイルス感染に伴う臨時休校の基準という文書からは「子どもたちの学びを止めない！」という教育委員会の決意が見て取れ、素晴らしいと感じます。一方で市の対応に、子どもの感染を恐れ、自主休校、行事にも参加させない、という保護者の方もいらっしゃいます。伊丹市内の学校では感染対策は万全にできているのでしょうか。どのように保護者の信頼を得ているのか、伺います。

次に、学級閉鎖や学校閉鎖を行う場合、昨年整備されたタブレットがリモート授業に力を発揮してくれることと思います。现阶段で教員のリモート授業への取組はどのようになっていますか？タブレット活用の現状について、お聞かせください。

学校で陽性者が出た場合、同じクラスの児童たちは濃厚接触者になるケースが多くあります。濃厚接触者はPCR検査が陰性でも、陽性者と接触してから14日間の自宅待機を求められます。こどもが就学前教育施設や学校で濃厚接触者と判断されれば、本人が陰性でも、休園、学級閉鎖となれば、保護者は仕事を休まなければならなくなります。すぐに休める人ばかりではありません。学級閉鎖・学校閉鎖などの場合、濃厚接触者でない子どもの受け皿、濃厚接触者ではあるけれども、無症状の子どもの受け皿を設ける必要があると考えます。取り組みはできますか？

⑥学校におけるPCR検査と教職員のワクチン優先接種について

政府は、8月26日に学校における感染陽性者をできるだけ早く見つけ出すために、教職員向けに使用するよう、抗原検査キットを全体で80万回分配布すると発表しました。兵庫県を通じて伊丹市には検査キットは届いているのでしょうか。伊丹市は抗原検査キットを利用して検査をする準備があるのか、伺います。

教職員の優先接種については、8月25日に250名の枠でスケジュールが示されました。当然のことながら職域接種で接種が済んでいると思っていたのでいささか驚いているところです。なぜ学校

園で職域接種を実施しなかったのでしょうか、理由をお聞かせください。今回の優先接種に対して希望者はどれくらいありましたか？接種を希望しているのに接種できなかった方へはどのように対応するのかお聞かせください。また、この優先接種枠は民間（私立）の就学前施設の保育士も含まれたのかどうか、伺います。

⑦伊丹市独自のPCR検査体制の充実について

PCR検査体制について伺います。保健所を介さずにかかりつけ医などの紹介から直接検査ができる「地域外来・検査センター」が、阪神圏域を対象として伊丹市に設置されましたが、現在の運営状況はどのようになっているか、お伺いします。

感染者数が増えると、PCR検査数も増え、保健所が対応できない状態が出てきています。私たちがPCR検査を受けた時も、通常、検査当日には結果が出るところが、翌々日となりました。不安な待機時間や感染のリスクを作らないためにも検査結果は速やかに出していただかなければなりません。感染症対策は県の責務ではありますので、市独自で対応策をとることは難しいとは考えます。人口約4万人の米原市では、学校など市が所管する施設で感染者が出た場合、独自にPCR検査を実施する体制を整えました。伊丹市も同様の体制を敷くという、県行政の補完体制を整える必要があると考えますが、見解を伺います。

⑧濃厚接触者となって自宅待機を余儀なくされた方への支援

休校、休園等で家庭による保育のために、無給の休業を余儀なくされた保護者のために、国では、「小学校休業等対応支援金」を復活させることになりました。しかし、この制度は第一義的には事業者が申請することになっており、事業者が申請しない場合は、休業の証明を雇用主に出してもらって個人で申請するという手続きが必要になり、ハードルが高いと聞いております。先の米原市では、感染拡大を防止するための自宅待機が適切に行われるように、1日あたり7,500円を10日程度支給する応援金制度を設けました。濃厚接触者のこどもを持つ親だけでなく、自身が濃厚接触者となった場合、必要とされる期間自宅待機ができるよう、無給の自宅待機者に対しても支援金を出す事業は市民ニーズが高いと思いますが、見解を伺います。

次に、令和2年度決算と令和2年度を最終年度とした先の行財政プランの総括について、質問いたします。

①令和2年度に実施したコロナ対策事業の総括と財政への影響

令和2年度の決算は、新型コロナ対応に大きく影響された年度でした。市税収入に大きな落ち込みが生じるのではないかと懸念しておりましたが、決算資料にあるように、株式譲渡所得を得た数名の市民の方の多額の納税による市民税の増と設備投資による固定資産税の増加等で、前年比1.3%の伸びとなりました。コロナ対策の多くは、国の地方創生臨時交付金を財源とすることができましたので、コロナ対策のために取り崩した財政調整基金の額は8億円強であり、そのうち5億円が市バスへの出資という決算となりました。

新型コロナ対策事業は、それぞれの自治体の特性にあわせて実施されています。伊丹市で実施したコロナ対策は、十分に市民の皆さんの期待と困窮状態に応えることができたのでしょうか。また、予算に対して執行率が低く、期待されていた事業とは言えなかったものもありました。令和2年度のコロナ対策事業の総括と財政への影響について伺います。

②今後のコロナ対策と財源対策について

新型コロナの影響は、今後も数年続き経済の回復にもまだまだ時間がかかると言われています。飲食業を中心にアルバイトやパートの解雇、事業自体の閉鎖や営業短縮の影響で仕事を失ったり、収入が減少したりしている人達があります。また、飲食業のみならず、家ごもりによる経済の停滞化によって様々な業種で収益が減少しています。この先もコロナ対策事業が必要であると考えます。伊丹市で必要とされる事業はどのようなものであるか、何を根拠に検討されるのか伺います。今議会でも補正事業が上がっておりますが、今後のコロナ対策事業の予定、その財源について伺います。

③旧行財政プランの総括

平成28年度から32年度を計画期間とする旧行財政プランでは取組による効果額を35億8,000万円と見込んでいましたが、実際の効果額は、117億2,400万円となりました。達成に向けて努力されたことに、敬意を表するものです。計画額を上回る成果が出た理由について伺います。また、上振れの理由の1つとして、競艇事業会計からの見込み以上の繰り入れ、市有地の予想外の高値での売却があげられます。これらの効果が、他の取組に与えた影響があったのか、伺います。

プランでは、公共施設マネジメントの推進と効率的な行政運営に取り組むこととし、行政運営の取り組みとして①公民連携の推進、②事務事業の見直し・効率化、③第3セクターの経営健全化、④地方公営企業等の経営健全化、⑤組織力の強化、⑥受益者負担の見直しと6つのカテゴリーに分けて進めてこられました。その中で、組織力の強化、受益者負担の見直しについては、具体的な効果額が出ておりませんが、取り組みの実態と結果について伺います。

④新たな行財政プランの取組

今年度を開始年とする新たな行財政プランでは、今ある公共施設を何の変更も無く更新するのであれば、600億円の収支不足が生じると述べています。先の計画では、公共施設マネジメントについては、目標値を掲げていませんでしたが、新たな計画では、今後30年間で200億円の削減を目標としています。この4年間の目標値は示されていませんが、ならして考えると、計算上では1年度あたり27億円の効果額を見込む必要があります。4年間で具体的にどのように取り組むつもりなのか、また公共施設マネジメント条例との整合性についても伺います。

次に、財政規律、財政指標について伺います。

今回の計画策定にあたり、先の計画に定めた財政規律を逸脱した、という課題が生じたとあります。逸脱したことは、是なのか非なのか、どうお考えですか。新たな財政規律では、市債の管理方針において、発行限度額を旧プランの合計50億円以内から、65億円以内と変更しました。市債の発行限度額を緩めることが、今後の年度会計の公債費割合にどのような影響をおよぼすのか、財源の手当てをどうするのか、お考えをお示してください。

基金の管理方針については、これまではまず財政調整基金に決算剰余金の2分の1以上を優先的に積み立てていたものを、公債管理基金に決算剰余金の2分の1以上を優先的に積み立てると変更しました。また、財政調整基金の目標額を、標準財政規模の20%から、17から20%の範囲と変更しました。積立のルールとして、まず財政調整基金の残高を17%から20%で確保した上で、公債管理基金に積むのか、まず公債管理基金を優先して、余りを財政調整基金に積み立て、結果として17から20%になることを期待するのか、どちらとお考えでしょうか。9月補正では、公債管理基金に10億円弱を積み立てています。これは、競艇事業からの特別繰り入れもあって決算剰余金の2分の1を大きく上回りました。競艇事業の繰り入れは基本的に公債管理基金に、幼児教育関連以外の土地の売り払い収入は公共施設等保全整備基金に積むのが、妥当ではないかと、この数年の決算状況を見て考えますが、ご見解を伺います。

最後に、経常収支比率について伺います。経常収支比率は、財政の弾力性を判断する指標だとされています。旧のプランでは、全国市町村の経常収支比率の平均値が91.3%に比して、伊丹市の平成26年度決算数値は94.6%であったことから、期間中95%を維持することを目標としてきました。令和元年度決算は、94.8%、令和2年度決算は、93.2%と目標をクリアしています。新プランでは、経常収支比率の目標値を廃止しました。理由をお伺いします。この先4年間の経常収支比率は、どれくらいの数値になると考えられますか、伺います。

アイホールの今後について質問を行います。

アイホールについては、サウンディングを実施したことがきっかけで、アイホールの存続を求める署名活動や市民運動が沸き上がっております。正確ではない情報を元に、市民の中に存続派と廃止派の対立軸ができてしまっていることは非常に残念なことと思います。知り得た情報をいち早く市民と共有することも議員の仕事の一つではありますが、常にその情報は正しくなければなりません。議員の仕事は、賛成反対も含めて、広く市民の声を聴き、市の財政状況や施策との関係を考慮に入れ、市民の代表として、伊丹市と伊丹市民にとって最もよい着地点を求めると考えます。新政会といたしましては、廃止か存続かではなく、アイホールが持つ課題と伊丹市が持つ課題を明らかにし、今後どのように進めていくべきかを質問させていただきます。

①これまでの経営健全化への取組について

アイホールの運営状況については、過去から議会で指摘が行われてきました。あまりにも収益率が低すぎる、市民の利用が少なすぎる、委託料ありきの運営を是正すべき、という議論でした。例えば、平成27年には、フォーラム伊丹の代表質問で川上議員から文化振興財団全体に関してではありますが、財団全体の収入の25%しか事業収入として得られていないので、利用者を増やすか、利用料金を上げるか、手立てを講じる必要がある。アイホールは演劇に特化したホールという性質上、改修に多額の費用がかかることが課題、と指摘されておりました。また、平成29年には、今は国会で活躍されている桜井周議員から、アイホールが非常に有名だという話は聞いているが、伊丹市という小さな自治体が関西の演劇の拠点としてどこまで振興することに関わるか、振興していくことにどこまで市税を投入するのか、別の観点から考えるべき、と発言されています。

改めてアイホールの運営状況について、確認しておきたいと思います。新型コロナウイルス感染症の影響がなかった平成30年度で見えます。アイホールの管理運営に係る経費は全体で約1億2,400万円。うち部屋の使用料収入が約850万円、公演収入が約884万円、文化庁からの助成金が約1,750万円、差引の指定管理料が約9,230万円となっています。貸室と演劇等公演の利用者数は、それぞれ約2万人。演劇に関しては、公演を見に来られた人は約1万人弱、残る1万人はスタッフということだそうです。見に来られた人のうち10%が伊丹市民だった、つまり、平成30年度に演劇の上演を見にアイホールに来られた伊丹市民は、延べ約1,000人ということでしょうか？

次に、これまで課題とされた演劇ホールの大規模改修の計画、経営改善のために、利用者を増やす、利用料金を上げる、という点については、どのように取り組まれてきたのか伺います。特に、アイホールは公演の収益率の低さ、貸室の減免の多さが問題と考えておりました。

公演の原価計算はどのようにされているのか、また貸室については、どのような減免を実施しておられるのか、伺います。使用料については、同規模のホールと比較しまして、半分から3分の1という利用率設定となっております。例えば、300席ある京都市北文化会館の料金と比較してみますと、有料公演でイベントホールを午前中使用する場合、伊丹市は15,000円に対して京都市北文化会館は約5万円、附属設備利用料もほぼ3倍の設定となっております。アイホールには他に類を見ない舞台装置があるのならば、価格帯を高くしても演劇のプロであれば、利用していただけるのではないかと考えます。価格設定の考え方、つまり、受益者負担をどのように考えているのか、伺います。

アイホールをはじめ、いたみホール、アイフォニックホールなど、市内の文化施設10館の指定管理を受託している、公益財団法人いたみ・文化スポーツ財団も財政基盤強化に取り組んできました。その具体的な内容として、貸館利用の促進、収益事業の拡大、使用料・講座受講料の見直し等を挙げています。アイホールについては、具体的にどのように取り組まれて、どのような実績があがり、経営改善につながったのか、伺います。また、今回のこのサウンディングに対して、文化スポーツ財団や評議員、アイホール担当者はどのような反応を示されましたか？

②建設当初の目的は達成できたか、30年間の総括について

アイホールはそもそも市民利用を前提として建設されたわけではなく、駅前という地の利を生かして中心市街地の活性化のために建設された。建設したホールで何を売りにするか、当時盛んだった小演劇ではどうか、と演劇とコンテンポラリーダンスに特化した事業を展開することとなった、とヒアリングした当時の建設関係者の方から伺いました。では、アイホールは中心市街地の活性化にどれくらい寄与したのでしょうか？伺います。その活性化のレベルは、当初目標としたものに達しているかどうか、今後も同じ目的で存続することが可能なのか。この30年間のアイホールの活動の総括をどのようにされるのか、伺います。

③提出された署名と実施されるアンケートについて

9月議会に間に合わせなければアイホールが廃止されてしまう、という呼びかけで署名が実施されてきました。市長と市議会議長宛に提出された署名の数は、約8,000筆。そのうち伊丹市民の方は約1,500名だったと報告を受けました。署名された方々が求める項目は、市民間で議論をする時間が欲しい、当事者の声を聴いて欲しい、と言うものでした。この署名についてどのようにお考えですか？この度、その署名を受けて市民アンケートを取られたという事ですが、そのアンケートについてご説明ください。アンケート結果は今後のアイホールの活用策にどのようにいかされるのか、お

示してください。

④サウンディングの案でいいのか、について

次にサウンディングには、合計5社の参加があり、その提案内容もホームページで8月20日に公表されています。ボルダリング施設など今回提案された事業の1つがアイホールの活用策として決定されるのでしょうか。決定基準は今よりもっと多くの市外の方の伊丹市訪問を期待するものなのか、あるいは市民利用の向上を期待するものなのか、お考えをお聞かせください。提案された案が適当でない場合、活用については、別途検討されるのか伺います。アイホールの指定管理期間は今年度末、つまり来年の3月31日で終了しますが、令和4年3月31日をもって、文化スポーツ財団には指定管理をさせないということになりますか？今後のタイムスケジュールについても教えてください。

もし、いずれの事業内容もアイホールの活用には効果的でないという理由で、アイホールが演劇ホールとして残ったとしても、今のままで何の経営改善もなし、というわけにはいきません。アイホールとして残す場合、どのような取り組みをされるご予定かお聞きします。

⑤売却の可能性はあるかについて

演劇に情熱を燃やし、何としても守りたいという人が現れて、アイホールを買い取って関西演劇の拠点としたいという申し出があった場合、売却する可能性はあるのか、伺います。

次に、地球温暖化対策推進実行計画について伺います。

6月議会の我が会派の代表質問でも、環境政策の推進について質問させていただきました。伊丹市地球温暖化対策推進実行計画は国の計画と整合性を図って策定したい、という御答弁をいただきました。今回はもう少し具体の質問をさせていただきます。

今年も世界中で異常気象と思われる自然災害が発生しています。熱海市で長期間降り続いた雨が盛り土の崩壊を引き起こした土砂災害では、26の方がお亡くなりになり、いまだ1名が行方不明となっています。また、例年ならば、かんかん照りのお盆期間に、長雨が続きました。巨大化する台風も、ヨーロッパでの異常高温や洪水などを含めた気候変動も、地球温暖化が原因であり、「人間の影響が大气・海洋・陸域を温暖化させてきたことには疑う余地が無い」と、IPCCは8月9日公表の最新報告で初めて断定しました。

政府の地球温暖化対策計画案が7月30日に公表されたことは、みなさんもお存知のことと思います。伊丹市は、国の計画との整合性をもった伊丹市計画を策定されると答弁されましたので、そろそ

ろ審議会を立ち上げのご予定だと思います。審議会の開催予定と計画策定の目標時期を教えてください。ゼロカーボンシティ宣言も計画と合わせて行われる予定なのかも、お聞きします。

①6月議会に「気候変動対策を求める請願」が提出されましたが、私たちの会派は賛同いたしませんでした。伊丹市で2050年までに温室効果ガスの排出ゼロを実行する、2030年までに2013年度比46%削減を実行する、ことを市の目標と明確に掲げ実行すること求めているためでした。カーボンニュートラルとは、二酸化炭素の排出をできる限り削減し、森林などで回収し、実質ゼロとすることですが、森林のない伊丹市では到底無理だと考えます。そこで、もし伊丹市で2030年までに2013年度比46%削減、2050年に温室効果ガスの排出ゼロを実現するならば、具体的に行政として、市民として、事業者として、どのような取り組みを行ったら達成できるのか、伺います。

②「みんなのおうちに太陽光」と言う事業の実施状況について

8月15日号の広報伊丹に募集記事が掲載され、8月下旬には、自治会の回覧板でも資料が回ってきました。現在、何件の申込がありましたか？募集締め切りが延長されて9月30日となっていますが、広報伊丹やHPでのお知らせが8月であったことを考えれば、9月末までの応募期間は短過ぎではないでしょうか？再延期の予定について伺います。

③市庁舎等3施設で再エネ100%の取組について

市役所本庁舎、上下水道局庁舎、千僧浄水場の3施設で再エネ100%電力を導入されることになりました。市庁舎としては兵庫県初、浄水場に限って言えば、全国初の事例という、先駆的な取り組みに敬意を表したいと思います。この取り組みについて、導入にかかった期間、再生可能エネルギーの種類、業者の選定等についてお聞かせください。

④新庁舎、統合新病院におけるCO2削減への取組について

来年11月に竣工する新庁舎は、ZEB ready認証を取得しております。同じく、統合新病院もZEB ready認証を取得する予定だとお聞きしております。市内の温室効果ガス削減にどれくらいの効果があるのか、お伺いします。

以上で1回目の質問といたします。ご答弁よろしく願いいたします。

新型コロナワクチン接種推進班長大橋吉英

私からは、「伊丹市における新型コロナ感染の現状と対応について」の数点のご質問にお答えいた

します。

まず、「①高齢者でワクチン接種が済んでいない人への対応」のうち「75歳以上の方のうち、接種していない約2,000人はどのような理由でワクチン接種を受けていないと考えるか」についてですが、本市におきましてはこれまで、民生・児童委員や地域包括支援センター、市内介護サービス事業所、ケアマネージャー、社会福祉協議会などの関係機関に対し、ご自身で予約を取ることが困難な高齢者がおられた場合などは、新型コロナワクチン接種推進班まで連絡をいただくように協力を依頼しております。また、電話がつながらず予約をあきらめてしまった方などには、コールセンターからご本人へ電話し予約をとることや、インターネットでの予約方法が分からず困っている方には電話や窓口で丁寧に操作方法を支援する、などの対応も行っていました。

更に、広報伊丹においてもワクチン接種に支援が必要な方は同班まで相談いただけるよう周知し、例えば外出して接種会場に行くことができない場合などについては、市から伊丹市医師会に依頼し、訪問接種により接種していただくなど個別対応してまいりました。このように、接種を希望される方につきましては、様々な手段により対応してきたことから、高齢者で現時点で未接種の方については、接種を希望されていない方や積極的に接種を検討されていない方、または医学的に接種できない方ではないかと考えております。

次に、「接種を希望する高齢者の方に速やかに接種していただくために、どのような対応を考えているか」についてですが、これまで1回もワクチン接種されていない方に対し、感染拡大が著しい若い世代から順に、個別に接種勧奨のハガキを送付しております。高齢者の方へも9月下旬の送付を予定しており、これら個別勧奨の取り組みに加え今後も引き続き関係機関と連携を図ることにより、接種を希望する高齢者がいらっしゃれば速やかに接種できるよう支援してまいります。

次に、「②ワクチンの接種状況、希望者への接種が完了する時期」のうち「ワクチン接種の現状について正確な情報を教えていただきたい」についてでございますが、速報値ではありますが、9月12日時点で市民全体に対する接種率は1回目が66.5%、2回目が54.0%となっております。1回目の接種者は135,375人、2回目の接種まで終わっている方は109,814人で、2回目まで接種完了された方のうち、本市の個別医療機関で接種された方は34,756人、集団接種会場で接種された方は55,512人でした。

また、現在の予約受付状況ですが、9月中は個別医療機関と産業振興センターの予約枠は埋まっていますが、伊丹中央接種会場の予約は比較的空いており、10月以降の産業振興センターの予約枠についても順次公開している状況です。それぞれの会場の1日の予約数を、伊丹中央接種会場が8月26日から平日320人、土日600人で受け付けており、産業振興センターは9月中はワクチン供給

量に合わせて日により100人から340人程度の幅で調整しておりますが、10月からは420人まで予約数を引き上げ、週に5,000人の接種が可能となっております。

次に、「残る全員の方が接種を希望した場合、いつごろ完了するのか」についてですが、接種を希望される方の接種が完了する時期は、当初の接種計画どおり11月末までと見込んでおります。しかし、現時点で国からは対象者の約8割のワクチンが供給される見込みとなっていること、本予防接種の接種期間は令和4年2月末までとなっていること、また、今後も新たに12歳の年齢に達する方が接種対象者となることから、来年2月末までは一定の接種体制を確保する予定です。

次に、「③市内で出産を希望される方への対応」のうち「妊娠中の方へのワクチン接種状況はどうだったか。予約枠は埋まったのか、希望しているけれど優先接種ができなかった方には、どのように対応するのか」についてですが、本市におきましては、8月31日～9月10日までの8日間に、里帰り中の方を含む妊婦とそのパートナーに対して各日30人、期間合計240人の優先予約枠を設置し募集いたしました。その結果、240人の定員のうち、妊娠中の方23人、そのパートナーの方7人の合計30の方が申し込みされました。募集定員に満たなかった原因につきましては、本市では7月中には全ての年代の対象者が予約可能となっていたことから、接種を希望されていた妊婦はすでに接種されているものと認識しております。なお、9月13日時点において翌日以降の接種予約枠が空いていることから、優先接種の機会を逃したものの、今後新たに接種を希望する妊婦につきましては、随時予約し接種していただけるものと考えております。

病院事業管理者中田精三

私からは、市立伊丹病院に関するご質問にお答えいたします。

「陽性妊婦の緊急出産を受け入れることができるのか」についてでございますが、当院の陣痛室や分娩室等は、産婦人科病棟内に整備されており、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる体制整備がされていないことから、他の患者との動線を分離することが出来ず、十分な感染防止対策を図ることが困難であり、陽性妊婦の分娩を受け入れておりません。

一般の陽性患者と同様、妊婦につきましても、保健所が入院調整などを行っており、当院は分娩までの入院や抗体カクテル療法を行っております。分娩の際は、対応が可能な病院にて受け入れを行って頂いておりますが、陽性と判明してから一定期間が経過し、他の方への感染の危険性がなくなった妊婦については、当院でも分娩可能です。

陽性妊婦の緊急出産につきましても、保健所を通じて受け入れ可能な尼崎市や西宮市など近隣の新型コロナウイルス感染症重症等特定病院などへ案内もしくは転院していただいております。

今後も、引き続き、職員が一丸となり、市民の皆さまに住み慣れた地域で、安全に安心して医療提供が行えるように地域の基幹病院として妊婦の受け入れなど周産期医療に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

健康福祉部長大橋吉英

私からは「伊丹市における新型コロナ感染の現状と対策について」の内「高齢者でワクチン接種が済んでいない人への対応」の「インフルエンザワクチンの予防接種」に係る数点のご質問にお答えします。

まず、「今年も例年通り希望する人は医療機関で接種を受けても構わないか」についてですが、本年も10月1日より個別医療機関にて予防接種を実施する予定であり、希望する方は接種が可能となっています。

次に「昨年、高齢者の接種は無料でしたが、今年はどうなるか」についてですが、昨年度は新型コロナウイルスに係るワクチン接種が行われていない状況下であり、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行による高齢者の重症化が危惧されたため無償化としましたが、今年度は新型コロナウイルスワクチン接種の市内高齢者の2回目接種が9割近いものとなっていることから現時点で無償化は考えておりません。

次に「市はどのような呼びかけをする予定なのか」については、市ホームページ、広報紙への掲載と医療機関へ市民向けチラシを配布し、周知をしているところです。

次に「今年度は小学生以下の子どもたちの接種を無料にすることは検討していないのか」についてですが、予防接種をしてもインフルエンザに絶対にかからないというものではなく、インフルエンザの発病予防や、発病後に重症化することの予防に一定の効果があるとされている一方で、副反応が生じる場合もあり、予防接種による健康被害も懸念されることです。

また新型コロナウイルスの感染拡大により市民の感染に対する意識が向上し、手洗いや消毒、マスク着用などの感染予防の徹底がなされた結果、明確な因果関係があるとは断定できませんが、インフルエンザ患者数が減少するなど、新型コロナウイルスの感染予防が予防接種以外にも一定の効果を及ぼしていると推測していることなどから、小学生以下の子供たちに対するインフルエンザの予防接種無償化につきましては、国の責任において実施すべきものと考えており全国市長会を通じて国に要望しているところです。

次に「市内感染者と自宅療養者への対応等」のご質問の内、まず「感染者の具体的な内訳、亡くなった方の人数、現在入院中の人数、現在自宅療養中の人数はどれくらいいるのか」についてのご質問

ですが、兵庫県における感染者数等につきましては、兵庫県が管轄しており市内感染者数を除き各市町の入院者数等は非公表となっております。

まず市内の感染状況につきましては、兵庫県公表の8月26日現在の「県内市町別新型コロナウイルス感染者数」では、本市の感染者数は2,178人となっております。

また、県公表の令和3年9月8日24時現在の県内陽性者の状況では、各累積者数として、陽性者数は71,563人、死亡者数が1,356人となっております。

また同日の入院者数は869人、その内中等症以下が788人、重症者数は81人、宿泊療養者数は846人、自宅療養者数が3,671人で、直近の9月11日の入院者数では842人、その内中等症以下が769人、重症者数は73人、宿泊療養者数は800人、自宅療養者数が3,419人と減少傾向となっております。

次に「市内の医療機関でリモートによる在宅診療応援しているのか、なればできる可能性はあるのか。」のご質問ですが、令和2年4月10日付の厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」に基づき、患者から電話等により診療等の求めを受けた場合、医療機関医師は電話や通信機器を用いた診療により、初診から診断や処方をして差し支えないとされていることから市内の一部医療機関において、電話診療で初診からの診療や処方をされているところではあります。

次に「市内で後遺症に対応している医療機関はあるか。市立伊丹病院、あるいは市内医療機関で後遺症外来は設置できないか。」についてのご質問ですが、現在、後遺症に特化した医療機関はありませんが、市内医療機関では、退院後の感染者対応のために保健所と連携しながら、退院後や病後の対応にあたっているところではあります。

また、新型コロナウイルス感染症の後遺症について、市立伊丹病院では、同院で入院されていた患者のほか、保健所や地域の医療機関からの紹介などにより、症状に応じた適切な診療科で治療を行っていることから、現時点において後遺症外来の設置予定はありません。

次に「伊丹市独自のPCR検査体制の充実」についての数点のご質問にお答えします。

まず「市内PCR検査センターの状況」についてのご質問ですが、伊丹市医師会が兵庫県より委託を受け、昨年度から引き続き市内でPCR検査センターを運営しており、今般の第5波の感染者数の増加を受け、兵庫県から検査体制の拡充を求められたことから、9月から検査日をこれまでの週2回から週3回へと増やして対応しています。

次に「伊丹市も県行政のPCR検査体制の補完体制を整える必要があると考えるが見解は」についてのご質問ですが、伊丹市医師会のPCR検査センター設置について場所提供等で市が協力を行って

いることに加え、市内の一部医療機関が抗原検査や抗体検査を実施されていることから、一定の検査体制は整っていると考えており、本市としては引き続き県と連携し、感染防止に努めて参りたいと考えております。

学校教育部長早崎潤

私からは、「伊丹市における新型コロナウイルス感染の現状と対策について」のうち、「学校園での感染状況と対応」に関する数点のご質問にお答えします。

まず、「学校園での感染状況」についてですが、小・中学校につきましては、始業日である8月30日以降、9月13日までの2週間において、児童生徒等の感染が判明したことにより、感染拡大防止のため一時的に市教育委員会の判断で、小学校8学級、中学校5学級、計13学級に対して、保健所の調査が完了するまでの期間である1日から3日間の学級閉鎖を実施いたしました。保健所による調査の結果、いずれも学校管理下において濃厚接触者はいない等、学級への影響はないとの助言を受け、ほとんどの場合1日で学級閉鎖を解除しております。

また、就学前施設につきましては、7月1日から9月13日までの間で、公私立あわせて11の保育所・こども園で臨時休園・学級閉鎖を実施いたしました。

特に、感染者が急増した8月は、保育所やこども園で児童の感染が判明した時点で、市教育委員会の判断により感染拡大が懸念されるクラスを閉鎖いたしました。また、その後、保健所の調査結果を踏まえ、各施設と市教育委員会で協議し、通常保育が安全に再開されるまで特別保育を実施するなどの対応をとったところです。

次に「この度の緊急事態宣言発出に際して、いつどのようにして対応策を検討したのか」についてですが、8月20日から緊急事態宣言が発令されることが決まったことを受け、8月17日に市教育委員会内で「伊丹市教育委員会新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を、小・中学校の代表校長を交え開催いたしました。また、緊急事態宣言の延長が決まった際には同様に、9月10日に同会議を開催し、緊急事態宣言下における対応について協議しており、いずれも、市の本部会議の了解を得ております。

具体的には、①教育活動、②部活動、③体育大会、④保育所、こども園（2・3号）、児童くらぶ、⑤社会教育施設、⑥学校施設開放、⑦ワクチン接種の推進、等について方針を決定いたしました。

次に、「学校では感染対策は万全にできているのか」についてですが、新型コロナが「従来株」から、より感染力の強い「デルタ株」に置き換わったことを踏まえ、学校では、これまで取り組んできました基本的な感染症対策を再度徹底することで、校内感染のリスク軽減に努めております。

次に、「学校行事の実施等についてどのように保護者の信頼を得ているのか」についてですが、議員ご案内のとおり、昨年度は新型コロナウイルスのことがよくわかっていなかったことや、感染拡大防止の観点から、修学旅行等の宿泊行事や体育大会について中止するという苦渋の決断をいたしました。よって、各学校においては、体験活動の教育的意義に鑑み、感染症対策等、様々な創意工夫のもとに代替行事等を実施したところです。今年度は、昨年度の経験を踏まえ、1つ目に子どもたちの安全の確保、感染拡大の防止、2つ目に子どもたちの学びを止めないこと、体験活動の機会を確保することを大切にしながら、これらの行事を実施する方針で進めております。しかし、伊丹市教育委員会新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、緊急事態宣言の発令期間中は、修学旅行・自然学校等県内外での宿泊を伴う活動は行わない、体育大会は自粛すると決定したことから、その期間に修学旅行や自然学校等の宿泊行事又は体育大会を計画していた学校については、延期しております。

延期となった行事については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況をはじめ、他の教育活動や教育課程との関連を考慮しつつ、実施規模、方法及び時期等、各学校の実情に応じて、工夫をしながら実施する方向で検討しているところです。

新型コロナウイルス感染症については、昨今、特に子ども達への感染が懸念される「デルタ株」が拡大しており、教育活動に対する保護者の考え方はこれまで以上に多様化していると認識しております。

このような状況においては、感染症対策を踏まえた教育活動の進め方や行事の実施方法等について、保護者に十分に説明を行うことが、信頼につながると考えております。

そこで、保護者や児童生徒が特に不安を感じると考えられる宿泊行事については、各学校で保護者説明会を実施し、感染症対策や行事の内容等、その詳細について説明する機会を設けております。その際に、行事を実施する時期の延期や規模縮小の可能性があることについても丁寧にご説明し、保護者にご理解いただけるよう努めております。また参加の有無についても、保護者に同意書への記入等により意思の確認をさせていただくなど、保護者と児童生徒本人が相談して決定できるよう、工夫をしているところです。

体育大会や宿泊を伴わない校外学習、部活動等については、担任や部活動顧問から児童生徒へ十分に状況等を説明するとともに、学校だより等の手紙の配布や、ホームページへの掲載など、様々な方法を用いて保護者に情報発信し周知を図っております。

今後も、学校と連携を図りながら、できるだけ丁寧に情報発信を行い、保護者の信頼を得られるよう努めてまいります。

次に、「現段階で教員のリモート授業への取組はどうなっているのか。また、タブレット活用の現

状についてはどうか」についてですが、本市では今年度5月から持ち帰りをはじめ、現在は全小中学校において自宅でもタブレット端末を使った学習ができるようになっております。

児童生徒は授業支援システムによる配信やインターネットを利用した調べ学習等の課題に取り組んだり、自分の興味関心に応じた学習サイトのコンテンツ等を利用したりして、家庭での活用を進めているところです。

また、夏休みについても家庭で活用を進めました。夏休みを児童生徒が興味関心に応じて利用する場とし、2学期以降の授業における使用に向けた操作スキルの向上を図ることができました。授業支援システムを利用して各教科の復習、2学期の学習に向けた調べ学習、夏休みの絵日記や俳句、暑中見舞いを作成する学習、さらには定期的な健康観察等、各校において様々な取り組みを実践しました。

従来、夏休み中は児童生徒の学習状況を把握することは困難でしたが、タブレット端末と授業支援システムを活用することにより、いつでも課題のやりとりや児童生徒の状況把握を行うことができるようになりました。

教員のリモート授業についてですが、文部科学省から8月27日事務連絡にて「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について」が発出され、その中でタブレット端末を活用し、登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、学びを止めないようにする取り組みが重要であることが示されています。

新型コロナウイルス感染が広がる中、各校においては学年や学級閉鎖措置となった場合、一部児童生徒の出席が困難な場合、担任が自宅待機となった場合等、様々な状況に対応した職員体制やICT機器の準備、オンラインを想定した練習等を実施することで、どのような状況においても学びをとめないための準備に取り組んでいるところです。

オンラインの内容としましては、授業支援システムを用いた健康観察や課題の配布・回収、Web会議システムを用いた朝の会や学習指導等、閉鎖となった学級の児童生徒の実態に応じて実施しており、教育委員会事務局としましても、円滑な実施に向けて学校への支援に取り組んでいるところです。

今後どのような状況においても学びをとめないよう、ICTの効果的な活用について研究を進めてまいります。

次に、「学級閉鎖・学校閉鎖などでも濃厚接触者ではない子どもや濃厚接触者ではあるが無症状の子どもなどの受け皿を設けることはできるか」についてですが、「学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休校」は、感染拡大防止のために行うものであるため、受け皿を設けることは考えておりません。また、保健所から濃厚接触者に特定された児童生徒については、検査の結果が陰性であった場合においても、感染者との最後の接触日の翌日から14日間の自宅待機が保健所から要請されているため、感染拡大

防止の観点から、自宅待機を要請されている期間については登校させるべきではないと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

次に、「兵庫県を通じて、検査キットは届いているのか」についてですが、8月27日付で配送先の調査がございましたが、現時点では、「簡易抗原検査キット」はまだ届いておらず、配送日も確認できておりません。

最後に、「伊丹市は抗原検査キットを利用して検査する準備があるのか」についてですが、「対象はあくまで学校で発熱や咳など、新型コロナウイルス感染症の初期症状と疑われる症状が見られる者に限られていること」や、「検査は学校で教員が立ち会った上で実施すること」、「簡易抗原検査キットは確定診断ではないため、このキットによる抗原検査で陽性となった場合にも医療機関を受診する必要があること」など、様々な課題がございます。

そのため、現在、実施方法等について、関係機関と協議を進めているところでございます。また、近隣他市とも連携を図り、効果的な活用に向け準備を進めてまいります。

教育総務部長馬場一憲

教職員に対する新型コロナワクチン接種について、これまで、市教育委員会としましては、兵庫県教育委員会が実施する教職員対象優先接種の案内や、伊丹市集団接種会場で当日キャンセル等により余剰ワクチンが発生した際、接種希望登録者に接種を案内する等の対応を行ってまいりました。

職域接種については、6月に文部科学省から県教育委員会を通して照会がありましたが、当時、独自に医師・看護師等の医療従事者や接種会場を確保することが困難であり、また、最低1,000×2回分の接種対象を確定しなければ申請ができないとされていたことから申請を見送ったものです。

今回の優先接種は、伊丹市集団接種で教職員対象の接種枠を確保できるめどが立ったことから実施に至ったもので、私立就学前施設を含む学校園の教職員を対象としております。希望者は233名で、そのうち、今回の優先接種期間中に接種できた者は196名でした。

接種を希望していたが今回接種できなかった者に対しては、再度、優先接種枠を設けたり、余剰ワクチン発生時に接種を案内する等により対応していく予定としております。

これらの取組により、教職員のワクチン接種が進み、接種を希望する者については、ほぼ完了の目途が立ったと考えております。

総合政策部長辻本彰子

私から、新型コロナウイルス感染症対策、令和2年度決算と行財政プランの総括およびアイホール

に関する数点のご質問にお答えいたします。

はじめに、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策の総括についてでございますが、感染症対応に係る事業につきましては、感染拡大防止対策や生活・雇用の維持と事業の継続支援、地域経済の活性化など、市民や事業者の皆さまへ必要とされる支援を迅速にお届けするべきとの考えから、補正予算の編成や既決予算の活用等により、議会のご理解をいただきながら各種事業に取り組んでまいりました。

市民1人に10万円を給付する、特別定額給付金事業につきましては、国の令和2年度第1次補正予算が成立した令和2年4月30日の翌日、5月1日よりオンライン申請を、5月2日より申請書の郵送をそれぞれ開始し、5月7日には初回の振込を行うなど、迅速な事業着手と事務を遂行した結果、阪神間7市はもとより、兵庫県内におきましても、早期に事業を進めることができました。

また、同じく5月には、議会より緊急要望をいただきました「ひとり親家庭への支援」につきまして、児童扶養手当受給者に対する支援給付金を迅速に予算措置するとともに、特別定額給付金の受給対象とならない新生児への特別支援給付金事業を創設するなど、市独自施策の取組も実施しました。さらに、生活に困窮する方への支援として、くらし・相談サポートセンターにおける就労支援等につきましても、窓口での相談者数の状況等に応じて、体制強化などに取り組んでまいりました。

事業者への支援につきましては、緊急事態宣言の影響による営業自粛等により、売上額が減少している個人事業主等に対して家賃支援を行う事業につきまして、令和2年5月1日に申請受付を開始し、5月8日には初回の補助金の振込を行うなど、国の類似事業はもとより、同種事業を打ち出した近隣市に先駆けて、早期に対応ができたものと考えております。

地域経済の活性化支援では、感染症の影響を受けて落ち込んだ個人消費の喚起や、商店街等の販売促進による市内経済の活性化などを目的として、キャッシュレス決済ポイント還元事業や商店街等お買物券・ポイントシール事業、商店街等販売促進キャンペーン事業などを実施いたしました。

これら申し上げました事業の他にも、さまざまな感染拡大防止対策や個人・事業者への支援策等を実施してまいりましたが、世界がこれまで経験したことがない事態への対応が求められる中、本市においても各種対策や支援策等の立案にあたっては、事業の規模感や対象者の範囲設定等、手探りの中での検討となった事業もございました。しかしながら、コロナ禍という状況においては、何よりも市民や事業者の方々へ、必要な支援を迅速に届けることが重要であるとの認識のもと、想定可能な最大額を予算化して事業を実施し、結果的に議員ご案内のとおり、予算の執行率が低い事業も見受けられたところではございますが、迅速な給付や支援策の実施は、市民や事業者の皆さまからも一定の評価の声をいただくとともに、事業効果としても市内経済の活性化や感染拡大防止対策に寄与したものと

考えております。

また、財政への影響でございますが、感染症対策に係る財源といたしまして、国・県からの補助金に加え、国の補正予算により新たに創設されました「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用するとともに、当該年度に実施を取りやめた事業の減額補正や、ふるさと寄附金、財政調整基金の取り崩しなどにより財源を確保し、事業に取り組んでまいりました。

令和2年度決算を踏まえた財政調整基金残高は、これら感染症対策に係る財源等として取り崩した結果、前年度比、約8億8,845万円の減少となり、行財政プランに掲げる目標を達成することはできませんでしたが、健全化判断比率等、その他の財政指標はすべて目標を達成しており、本市の財政状況につきましては、その健全性を維持できたものと考えております。

しかしながら、感染症の拡大や社会経済情勢等は、未だ不透明な状況であることから、引き続き、感染症対策と健全財政を両立した行財政運営に努めてまいります。

次に、今後のコロナ対策についてでございますが、依然として、新型コロナウイルス感染症は収束の見通しが見えておらず、目下のところ、第5波と言われる感染拡大が継続しており、兵庫県においても、9月12日までとされていた緊急事態宣言の措置期間が9月30日まで延長されたところです。全国的に、高齢者への新型コロナワクチンの接種が進む一方で、感染力が高いと言われる変異株の影響により、ワクチン接種率の低い若年世代の感染者数が増加しており、兵庫県の医療体制についても、患者の増加による入院医療のひっ迫を回避するため、十分な医療観察体制を確保の上、軽症・無症状陽性者の自宅療養の措置が実施されているところであります。

市といたしましては、こうした感染症拡大の状況を踏まえ、現在、自宅療養者に対する食料等の支援策について検討を進めているところでございます。

また、議員ご案内のとおり、営業時間短縮等の影響により、飲食店をはじめとするさまざまな業種で、売上減少などによる事業継続への影響が生じ、市内経済の停滞につながっておりますことから、6月補正予算にて議決いただきました「プレミアム付きお買物券」の発行支援の実施に加え、さらなる事業者支援や経済の活性化策につきまして、検討を進めているところでございます。

小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者への支援につきましては、議員ご案内のとおり、先日、国により「小学校休業等対応助成金・支援金」制度の再開が発表されたところであり、同制度につきまして事業者・市民の皆さまへ周知してまいります。

なお、同制度の対象とならない一般の濃厚接触者の方への支援金につきましては、現在、兵庫県では新規感染者の感染経路や濃厚接触者を調査する積極的疫学調査の範囲を限定し、県民に対して自主的に濃厚接触者に該当するかを判断するよう案内されているところであり、自身が濃厚接触者である

ことや、休業により無給であることの証明に課題等もあることから、市独自の支援金の支給は困難であると考えています。

引き続き、市内の感染症の動向や、市の担当窓口、学校園等施設やハローワーク等関係機関における相談等の状況の把握に努め、市民や事業者のニーズを反映した事業を検討するとともに、その財源として、地方創生臨時交付金や、国や県の補正予算を活用するなど、議会にご提案してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和2年度決算と行財政プランの総括について及びアイホールの今後についてのご質問のうち、公共施設マネジメントの推進に関するご質問にお答えいたします。

まず、新たな行財政プランの取組において4年間で具体的にどのように取り組むつもりなのかのご質問ですが、令和3年度からの4年間で計画期間とする新たな行財政プランにおける、公共施設マネジメントの取組による効果額の見込みは今後の30年間で約200億円、その内訳として大規模改修・更新に要するイニシャルコストの効果として約120億円、施設管理に要するランニングコストの効果として約80億円を見込みました。

今後の4年間で取組効果額を考えますと、イニシャルコストは全体をおしなべて16億円程度、ランニングコストは効果が継続し未広がりにより効果額は拡大していくことから、4年目で2億円の削減を目標水準と考えております。

どの施設をどのタイミングでという明確な計画ではございませんが、公共施設再配置基本計画における個別施設の再配置方針を踏まえ、ライフサイクルコストを考慮した長寿命化を基本に市民ニーズに柔軟に対応した施設の機能移転、統合、複合化により公共施設マネジメント基本条例における総量規制の範囲内で床面積を削減しながら、更新費用の削減に努めます。

また、公共施設マネジメント基本条例との整合性につきましては、総量規制として施設の総延床面積を10%削減する目標が将来の人口推計に基づくものであるため、収支見通しにおける削減目標と必ずしも一致するものではございませんが、条例の目的である安定的で持続可能な行財政運営を図るとともに、公共施設を適切に維持管理するという点においては整合性が図られているものと考えています。

次に、アイホールの今後について、提出された署名と実施されるアンケートについてのご質問ですが、伊丹市における演劇事業のあり方について検討している過程ではあるものの、アイホールの存続を求める要望として市内居住者1,490人分、市外居住者6,267人分の署名が提出あったことを踏まえ、広く市民の皆様からアイホールの今後のあり方について、ご意見をお聞きする目的で市民意識調査を実施することといたしました。

この調査は、市内在住の満18歳以上の方から無作為に選んだ3,030名を対象に、9月10日にアンケート調査のはがきを郵送し、インターネットを使ったアンケートフォームから回答する方式を採用しました。

アンケートでは、アイホールの利用実態のほか、施設の今後の活用方法について、4つの選択肢をお示ししました。

1つ目が「現状維持」として、現在と同じ水準で演劇事業をアイホールで継続すべき、とする案。2つ目が「経営改善」として、運営費や施設の改修費を見直した上で、演劇事業をアイホールで継続すべき、とする案。3つ目が「用途変更」として、演劇事業は、他のホール等公共施設で実施し、アイホールは新たな市民サービスの場として活用すべき、とする案。4つ目が「継続審議」として、現状の運営を維持しつつ、アイホールのあり方について対話をして検討を継続すべき、とする案で、その他自由記述欄も設け、回答者の考えについても記述いただけるようにしています。

回答の締め切り日を9月27日としておりますことから、10月末には集計結果がまとまり、11月には市ホームページで公表が可能です。また、市内中学高校の演劇部など市内演劇関係者から、演劇事業の形態・規模・演目にかかる改善や演劇事業の継続方法についても意見を伺う予定です。

今後は市民意識調査の結果と共に、サウンディング型市場調査から得られたアイホールにおける新たな市民サービスの具体像、さらに演劇事業の継続方法等について整理した上で、これからの文化施設3館の活用方策の検討につながる市民向け説明会を開催するなど、直接市民の皆様のお伺いする機会も設けてまいりたいと考えています。

次に、サウンディングの案でいいのか？とのご質問についてですが、アイホールの活用にかかるサウンディング型市場調査では、イベントホールの高さを利用した「子供向けの屋内アスレチック施設」と喫茶店を「コワーキングスペース」とするプランや「クライミング・アスレチック施設」のプラン、また、イベントホールの空間をそのまま活用して、「ライブラリーカフェ」とすることで、演劇事業の継続が可能となるプラン、ダンスやBMXなどの「ストリートカルチャーの体験空間」、図書をキーワードとした「子育て・コミュニティ施設」といった提案がありました。現在も、事業の実現可能性を見極めるべく、事業スキームや採算性について調査・研究を進めていますが、事業者や事業内容の詳細を決定するのではなく新たな事業展開の可能性を探るものと考えています。

市民サービスの評価は、市民利用率の向上や市外の来訪者の獲得、運営・改修にかかるコスト削減など様々な視点がございますが、仮に用途変更を行う場合には、できるだけ多くの市民の皆様に喜んでもらえる方向性を市民・議会のご意見を聞きながら決定していくべきものと考えています。

次に、来年度からのアイホールの指定管理についてのご質問ですが、仮に、アイホールの用途変更

を行うことになった場合には、計画案を議会に報告しパブリックコメントを経て、施設の設置管理条例の廃止などの手続きを取るることになります。アイホールの設置管理条例における施設予約は、イベントホールであれば、使用の1年前から可能であることから、当該条例の廃止の施行は議決から1年程度の余裕を見ることが適当であると考えています。

また、設置管理条例の廃止後に、新たな市民サービスの担い手となる事業者の公募・選定となるため、施設引き渡しまでには一定の期間が必要となります。

これらのことを考慮しますと、現在の演劇ホール管理運営事業にかかる指定期間は令和4年3月31日をもって終了となりますが、令和4年4月1日から演劇以外の用途に転換することはありません。

次に、アイホールを演劇ホールとして残す場合、どのような取り組みをするのかについてのご質問ですが、仮に、運営費や施設の改修費を見直した上で、演劇事業をアイホールで継続すべきという経営改善の方向を選択した場合には、これまでの公演事業の規模や演目を見直しや舞台装置の更新規模の検討、事業ごとの収支比率の改善、適正な受益者負担となるよう利用料金の見直しなどについても検討するものと考えます。また、市民利用率の向上を図るとともに、中心市街地のにぎわいにも寄与できる施設となるための改革を行うことも必要です。

最後に、売却の可能性はあるかのご質問についてですが、駅前再開発事業において、まちのにぎわい創出を目的として公共が整備した施設でございますが、本来は民の力で同様ににぎわいが確保されることが最も望ましい形であると考えています。当該施設が区分所有建物であることから、アイホールの所有権移転については管理組合の合意があれば売却することも可能であると考えています。従いまして、お尋ねの民間事業者が演劇の拠点とする目的で買い取りの申し出があった場合には、野外活動センターの売却時と同様に、にぎわいの創出に寄与することの検証や事業の継続性についても一定期間の担保を講じる必要があると考えています。

財政基盤部長天野純之介

私からは、行財政プランの総括及び新たな行財政プランの取り組みに関する数点の質問にお答えします。

まず、行財政プランの総括のうち取組効果額が当初計画額を上回った理由についてですが、モーターボート競走事業に係る収益事業収入や市有財産の売却等の効果額が上振れたことに加え、野外活動センターの譲渡や中央公民館などの機能集約をはじめとする公共施設マネジメントの推進、並びに市税の徴収率向上や規制緩和に伴う電力・ガス自由化をはじめとする事務事業の見直し等で効果額が上振れたことによるものです。これら以外の取り組みも含めて、不断の行財政改革に努めたところであ

り、議員お尋ねの他の取り組みへの影響は特にございません。

次に、組織力の強化についてですが、能力・業績に基づく人事評価による職員の能力・モチベーションの向上と、在宅勤務・時差出勤といった多様な働き方によるワークライフバランスの充実に取り組み、職員がやりがいを持って働き続けられる組織づくりを進めました。一方、受益者負担の見直しについては、計画通りには進捗しなかったものの、令和元年度に使用料手数料審議会を開催し、公共施設における受益者負担の考え方について整理を行っており、新たな施設設置や改修の際などに順次見直しを進めることとしています。

次に、行財政プランの総括のうち、5年の計画期間における財政規律を逸脱したことの是非についてですが、「政策的経費に係る一般財源」については国に先駆けて実施した幼児教育・保育の段階的無償化をはじめとする、幼児教育推進計画関連施策の実施により規律を超過したものであり、これらは幼稚園跡地等の売却により措置できる見込みとなっています。また、「投資的経費（インフラ・その他分）に係る一般財源」については、交付税措置のない市債の発行を抑制したことなどが要因となっており、これにより将来の公債費負担の軽減が図れたものと考えています。

なお、「政策的・投資的事業の取組方針」全体としては規律を維持できたことから、魅力ある都市経営に資する事業の実施と公共施設マネジメントの推進を両立しつつ、計画期間を通して将来を見据えた健全な財政運営が確保できたものと考えています。

次に、新たな行財政プランにおける市債発行額に関する財政規律についてですが、既に着手している新保健センターや（仮称）市立伊丹ミュージアム、南西部認定こども園の整備事業のほか、必要な事業を先送りにすることなく実施できるよう、4年間で260億円、単年度あたり65億円を上限に財政規律を引き上げたところです。市債発行額の増加は計画期間内の公債費割合に対し直ちに影響を与えないものの、中長期には公債費負担額の増嵩要因となることから、公共施設マネジメントの推進による事業費の縮減や決算剰余金を公債管理基金に積み立てるなど、対策を講じていくこととしています。

また、財政調整基金及び公債管理基金の積み立てルールについてですが、決算剰余金の2分の1を下らない額を公債管理基金へ優先的に積み立てるとともに、財政調整基金は残余分等を積み立てることで基金現在高の目標を達成しようと考えています。

なお、今後の感染拡大状況及び対策の規模に大きく左右されますが、現在予算措置している新型コロナウイルス感染症対策に係る財政調整基金の取り崩し分について、昨年度と同様に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により財源更正を行った場合は、本年度末に目標の範囲に収まるものと見込んでいます。

次に、公債管理基金等への積み立てに係る考え方についてですが、中長期財政収支見通しにおける収支不足の主な要因が公共施設等の老朽化対策に伴う公債費の増嵩であることから、収益事業収入や市有財産の売却等の臨時的な収入については、投資的経費等に活用するほか、公債管理基金へ積み立てることにより、公債費負担の平準化を図ることとしています。

最後に、経常収支比率の目標値を設定しない理由についてですが、経常収支比率が一年間の経常経費に対し市税収入等の経常一般財源がどの程度充てられているかを示すフローの指標である一方、新たな行財政プランでは今後の公債費の増加に対し公債管理基金、即ちストックを活用した年度間の財源調整により負担の平準化を図ることとしているため、行財政プランで定める財政指標の目標にはそぐわないことから、目標の設定及び見通しの試算を行っておりません。

都市活力部長西本秀吉

私からは、「アイホールの今後について」のご質問のうち「これまでの経営健全化への取り組み」及び「建設当初の目的は達成できたか、30年間の活動の総括について」のご質問にお答え申し上げます。

まず、「平成30年度に演劇の上演を見にアイホールに来られた伊丹市民は、のべ約1,000人ということで間違いないかについて」ですが、議員ご案内の通り、公演を見に来られた方へのアンケートを実施させていただき、回答いただいた方のうち、10%の方が伊丹市民となっています。

次に、「利用者を増やす、利用料金を上げるという取り組みについて」ですが、利用者を増やす取り組みといたしましては、広いスペースを活かした様々な利用を促進しておりまして、一例ではイベントホールの空いた日を活用し、演奏会や落語会などの利用の呼びかけも行っているところです。

次に、「利用料金について」ですが、需要と供給のバランスが取れているとは言えない状況であると認識しておりますが、これまで、改定を行っておらず、今後の課題として検討してまいります。

次に、「公演の原価計算について」ですが、平成30年度決算では収支比率が7割程度であったことから、それ以後につきましては、事業内容によるところもありますが、収支比率が一定の割合となるよう、検討し、決定しているところです。

次に、「貸室の減免について」ですが、主催事業、共催事業及び提携事業は、100%、協力事業は30%の減免となっています。

次に、「価格設定の考え方、つまり、受益者負担をどのように考えているのかについて」ですが、開館当初、市内では、演劇文化が根付いていなかったことから、安価な料金設定を行うことで、市外の演劇団体が利用しやすい環境をつくりだし、そうすることにより、にぎわいを創出し、多くの市民

が集うまちにしようというコンセプトのもと運営し、現在も同料金設定を継続しています。仮に、運営費や施設の改修費を見直した上で、演劇事業をアイホールで継続すべきという経営改善の方向を選択した場合には、改めて、料金設定や減免規定の見直しなどを含めた経営改善の再検討が必要ではないかと考えます。

次に、「中心市街地の活性化のレベルは、当初目標としたものに達しているのかどうか、今後も同じ目的で存続することが可能なのか。この30年間のアイホールの活動の総括をどのようにされるのかについて」ですが、昭和58年に都市計画決定された「国鉄伊丹駅前地区第一種市街地開発事業」により整備された演劇ホールですが、当条例の設置目的として、「市民の自由な創造活動を推進し、文化の発展に資するため」を規定し、開館当時は、航空機騒音のまちとして負のイメージを持たれていた本市が、昭和62年に「劇場都市」の考えを打ち出し、新たな「伊丹」をアピールするための代表的な施設として建てられたものであり、開館以来、独自性の高いイベントを実施することで、中心市街地の活性化に、一定の役割を果たしてきたものと考えていますが、演劇の形態の特性から準備等に費やす日数が多いことや、市外からの来場者においては、JR伊丹駅が近接していることなどから、市外からの来訪者が中心市街地を回遊されるまでには至っていないと考えており、今後の課題であると認識しています。

また、「この30年間の演劇ホールの活動の総括について」ですが、当初より現代演劇とコンテンポラリーダンスを自主事業の柱として、市民の自由な創造活動の促進、及び舞台芸術の振興と普及に寄与するための事業を展開してきました。内外の著名な劇団やカンパニーの招聘や、若手表現者への公演機会の提供、また時代を画した名作の劇創作、子ども向け演劇作品制作などの公演事業をはじめ、人材育成及び普及事業にも力を注ぎ、小・中・高校生向けの演劇ワークショップや市内中高演劇部を対象にしたフェスティバル、戯曲講座や演劇実践講座、教育現場へのアウトリーチ事業や、地域に根差した舞台芸術体験事業など幅広く実施しました。平成16年度には、地域の芸術環境づくりに功績のあった施設を顕彰する「地域創造大賞（総務大臣賞）」、平成26年度には「文化庁芸術祭優秀賞」を受賞し、各方面から高い評価を得ています。

しかし一方で、市民の施設への認知度や市民利用率の低さなどの課題につきましても、抜本的な改善を講じることができず、地域と連携した企画や市民に対するアプローチをさらに実施する必要があるのではないかと考えているところです。

次に、「公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団は、第3次経営計画で貸館利用の促進、収益事業の拡大、使用料、講座受講料の見直し等を挙げていたが、アイホールについては、具体的にどのように取り組まれて、どのような実績があがり、経営改善につながったのかについて」ですが、いたみ文化

スポーツ財団では令和元年度からの5年間を計画期間として経営改善に取り組まれているところです。

演劇ホールでは、先ほども申しあげました通り、開館当初から市外の演劇団体に依存するところがありました。財団による自主制作に取り組み、費用の削減を講じたほか、他の文化施設と連携したイベントの告知や、演劇ホールを飛び出し、中心市街地などで演劇を行うなど多くのPR策を講じてきましたが、具体的な取組みが経営改善につながっていないのが現状です。

次に、「文化スポーツ財団の評議員委員会など、市議会以外にも説明をされたと思いますが、いつ、どこに、どのような報告をされましたか。その時の反響についてもお聞かせください。このサウンディングに対して、文化スポーツ振興財団のアイホール担当者はどのような反応をしめされましたかについて」ですが、今年度の評議員会及び理事会におきまして、理事長より、「伊丹市の第6次総合計画中に大規模改修を迎える施設のうち、当財団が指定管理を受けている演劇ホールについて、市において、国交省主催によるサウンディング型市場調査が実施され、民間事業者からご意見や新たな事業提案があったこと、市議会都市企業常任委員協議会での説明を経て、改めて芸術文化・スポーツの範囲で、市が事業提案のサウンディングを実施すること、今後の演劇ホール事業を、どのようにしていくのか、規模等も含め、協議していく」旨の報告を行い、理事会でも同様の発言をされています。

理事会、評議員会からのご意見はございませんでしたが、後日、改めて一部の評議員、理事からの問い合わせでは、演劇ホールが外部から高い評価を受けていることや、近年、子供向けの企画や学校でのワークショップなど、公演に留まらない活動を実施していることについて、慎重を期するご意見を伺っています。

また、職員については、これまで、市の文化施策に貢献してきたという想いから残念な様子であったと認識しております。

市民自治部長下笠正樹

私から、「地球温暖化対策」に関する数点のご質問にお答えいたします。

まず、「次期伊丹市地球温暖化対策推進実行計画の策定および第3次伊丹市環境基本計画の見直し」に係る伊丹市環境審議会の開催予定及び計画策定期間についてですが、国の地球温暖化対策に関連する諸計画の見直しについては、本年4月に米国主催で開催された気候サミットにおいて、菅首相が2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標を、2013年度比46%減を各国に表明したことを受け、関係省庁において本年7月に、地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画の素案が策定され、今後10月末までに、両計画の見直しを行うこととされています。

こうした国の計画見直しの動向を踏まえ、本市においても、次期伊丹市地球温暖化対策推進実行計

画の策定および第3次伊丹市環境基本計画の見直しを予定しており、現在、二酸化炭素排出量削減目標の明記やその実現に向けた取組内容を検討しているところであります。今後、国の地球温暖化対策に関連する計画の見直しを踏まえた、第3次伊丹市環境基本計画の見直しに向けて、11月頃を目途に本市環境審議会の開催を予定しております。その後、計画の見直し内容や地球温暖化対策に取り組む内容等について本審議会から答申を受け、当局において計画見直し案を作成し、パブリックコメントを経て、来年3月末までに両計画の見直しを行いたいと考えております。また、計画の見直しとともに、市の環境施策に対する姿勢を市民や事業者の皆様へ示す必要があると考えておりますので、「ゼロカーボンシティの表明」についても、これと合わせて検討を行ってまいります。

次に、「地球温暖化対策に関する具体的な取り組み」についてですが、脱炭素社会の実現に向けた具体的な取り組みについては、先ほど申し上げました通り、今後、開催予定の伊丹市環境審議会に向けて、現在素案を検討しているところでありますが、行政としてはこれまでから取り組みを進めておりますCOOL CHOICE推進事業や伊丹市環境マネジメントシステムの運用による省エネルギー化に加え、本年度から新たに実施しております公共施設の再生可能エネルギー電力の導入、既築施設を含めた公共施設への太陽光発電設備の設置、公用車の電動化など、環境施策全般にわたり国、県の施策と歩調を合わせ、先導的な取り組みを推進することで市民、事業者の皆さまへもそれぞれが使われる電力や移動手段の選択など環境へ配慮した取り組みの輪を広げていきたいと考えております。

次に、「みんなのおうちに太陽光」としてPRしております、「太陽光パネル及び蓄電池設備の共同購入支援事業」についてですが、本事業は、再生可能エネルギーの普及促進を目的に、戸建住宅等に太陽光パネル及び蓄電池設備の設置を希望する市民等を募集し、スケールメリットを活かした共同調達を行うことで、一定水準を満たした設備を、市場価格より安価に購入できるようにするとともに、太陽光パネル及び蓄電池設備の普及促進を図るものであり、一般市では全国初の取り組みです。

「本事業への参加登録者数」は9月14日時点で215世帯となっており、事業開始当初に設定した計画目標の150世帯を大幅に上回っております。本事業の広報、周知にあたっては、本市で初めての取り組みであることから、市民の皆さまに事業内容をより分かりやすく、より広く周知することに重点を置き実施してまいりました。具体的には、イオンモール伊丹、イオンモール伊丹昆陽で実施した環境啓発イベントでの周知をはじめ、市バスの車体ラッピング広告、広報伊丹への掲載、環境特集号の発行、自治会回覧板の活用等を行うとともに、報道機関等へも働きかけを行い、新聞各社、書籍等のメディアにも一般市で全国初の取り組みとして取り上げられております。

また、設備の割引率が他自治体と比較しても高い水準となったことも参加登録者数の増に寄与しているものと考えております。

次に「事業参加登録期間の延期」についてですが、本事業の参加登録期間の設定については、太陽光パネルの購入契約をされる方々が、経済産業省の実施する「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」、いわゆる「FIT制度」における本年度の買取価格の適用が受けられることを前提に募集期間を設定しております。事業開始当初は、参加登録期限は9月21日としておりましたが、本事業に関心を寄せられる市民等が多い状況を受け、「FIT制度」適用のための申請期間を考慮し最大限の延長期限として参加登録期限を9月30日まで延ばしたところです。また、本事業は、来年度以降も継続実施予定であることに加えまして、事業展開についても、近隣自治体との連携実施も含めて検討してまいります。

次に、「市役所本庁舎等における再生可能エネルギー100%電力の導入」に関するご質問についてですが、まず、「導入にかかった期間」及び「電力供給事業者の選定方法」については、本年3月より全国の公共施設への再エネ100%の電力供給実績のある電力供給事業者を調査するとともに、本市の対象施設の使用電力量などの諸条件を踏まえ、供給の可否、温室効果ガス削減などの導入効果等のヒアリングを実施しました。一定の導入効果が見込めると判断したことから実施に向けた事業者選定方法の検討、電力調達の仕様検討などを行い、本年6月に、100%再生可能エネルギーにより生み出された電力であることを条件とする一般競争入札を行い、電力供給事業者を選定しました。

その後、市役所本庁舎および千僧浄水場については9月1日より、上下水道局庁舎については9月11日より、再生可能エネルギー100%電力への切り替えを行ったところです。

「供給される電力を生み出す再生可能エネルギーの種類」については、入札の仕様書において、電力供給事業者により自由に選定できるものとしたことから、市役所本庁舎および上下水道局庁舎については、バイオマス発電由来の電力、千僧浄水場については、水力発電由来の電力が供給されることとなっております。

最後に「新庁舎および新病院での温室効果ガス削減効果」に関するご質問ですが、新庁舎においては、国が認証するエネルギー計算法による設計上の試算では、太陽光発電を加え、二酸化炭素排出削減量が年間で約4,700トンを見込んでおり、環境省が定めるモデル建物の基準値に比べ約56%の削減効果となります。また、新病院においても、現在実施設計を進める中で、環境省が定めるモデル建物の基準値に比べ50%削減を目標に、ZEB Ready認証を目指しております。

今後も脱炭素化につながる取り組みを積極的に進め、様々な環境施策を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

高塚伴子議員

2回目の発言は意見を申し上げます。

コロナ感染症対策は、県の事業であることは重々承知をしておりますが、ただ、市民の皆さんは県事業だをご存知でも、ご相談は伊丹市や議員に持ちかけられます。対応できないもどかしさでいっぱいです。せめて、経済対策や医師会と連携した医療支援を適切に行っていただくことを求めるものです。その中で、コロナ対策として、自宅療養者への支援を検討されているとのこと、ありがたく思います。来る第6波に間に合うよう、取り組んでいただけますようお願いしておきます。また、プレミアム付商品券事業は、商工会議所や商店連合会の組織に入っている事業者に限定されています。今年のキャッシュレス決済ポイント還元事業のように、広く市内事業者が恩恵をうけられるよう、対象の拡大を検討していただくよう、お願いします。

アイホールについては、署名運動でアイホールの存在に伊丹市民の方が気づいてくださって、良かったと思っております。アイホールの建物自体は、伊丹市は区分所有のために、勝手に建築物を解体することもできませんし、数十年後に来る建替えの際もマンションや店舗と足並みをそろえて更新することになります。

アイホールの収益率と減免についてご答弁をいただきました。演劇公演の収益率は文化庁の助成金を入れて75%という事ですが、ホール全体の収益率は約25%、つまり、2,500円の収入を得るのに、1万円のコストがかかっている計算となります。チケット販売額よりも高い委託料を劇団の方にお支払いして、市外の方に見に来ていただいている。また、劇団の方が公演を行う際には、附属設備も含めて、イベントホールの利用料をいただいている、つまりただでお貸ししていた、それを30年間続けてきたわけです。劇団の方に見れば、こんなありがたい施設は無い訳で、絶対に無くして欲しくないと思われるのも無理のないことだと納得します。建設費も含めると、30億円を越える累積赤字を抱えているのと同じことです。そのような運営をおこなっているアイホールを30年もの間、市民の税金で維持してきた、まさしく伊丹市は演劇界のパトロンそのものです。もし、どこかの時点で、適切な公演委託料、適切な利用料の徴収、減免制度の見直しに取り組んでいれば、今のよう事態になっていなかったのかもしれない、と残念に思います。30年間演劇を中心市街地の活性化に、と取り組んできた総括をいずれ行う必要がありました。それが今なのだと考えます。

劇団維新派という劇団がありました。彼らは自らの手で1か月半から～2か月かけて巨大な野外劇場を建設し、公演が終われば自ら解体して撤収するという「スクラップ&ビルド」スタイルで公演を行ってきました。ホールが無くとも演劇の公演はできますし、中学生・高校生の演劇発表の場はアイホールでなくとも市内の多くのホールに求めることができます。ホールが無くなれば、演劇の灯が消えてしまうわけではありません。

来年度すぐに用途廃止する予定ではないということです。経営改善に取り組み、たくさんの劇団の方に上演していただいて、市内外からたくさんの観客を呼ぶよう、まずは来年度がんばっていただければいいと思います。一方で、市民アンケートの結果、もっと市民が使える施設という答えが多ければ、それにも応えなければなりません。子ども向けのアスレチック施設といえば、ボーネルンド社の遊具を備えたプレイランドが人気です。そんな施設なら、市民の方も喜んで利用してくれるのかなあ、とも思います。

伊丹市は、たくさんの建物が負の遺産となって市の財政に重くのしかかってきています。市外の著名な演劇の方が残して欲しいといったから、アイホールは残します、というような聖域は作れません。アイフォニックホールの時どうしますか、昆虫館の時は、どうしますか。また同じように著名な方々がロクに残すべきだと言って来られたら、伊丹市はどうすればいいのでしょうか？決めるのは伊丹市民であり、伊丹市であると考えます。

今回のサウンディングに、残したい方々や団体から提案がきつとあるはずだと思っていました。それが無かったことが残念です。アイホールを日本の演劇の聖地にするんだ、という方が現れて買い取っていただければ、市内の演劇を愛する人にも、市外の演劇を愛する人にも、幸せなことなのかもしれません。

以上で発言を終わります。